

(記載例4 - 建築紛争)

あ っ せ ん ・ 仲 裁 申 立 書

愛知県弁護士会紛争解決センター 御中

申立年月日

平成20年6月12日

申 立 人	住 所	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1丁目4番2号
	氏 名	愛 知 秋 子 印 (会社の場合 会社名・代表者名) TEL 052-203-1651 FAX - -
相 手 方	《代理人》 住 所	〒.....
	氏 名	上記申立人代理人..... 印 TEL - - FAX - -
相 手 方	住 所	〒453-8501 名古屋市中村区竹橋町3.6番地3.1号
	氏 名	土木建設株式会社 代表取締役 土木太郎 (会社の場合 会社名・代表者名) TEL 052-451-1241 FAX - -
相 手 方	《代理人》 住 所	〒.....
	氏 名	上記相手方代理人..... TEL - - FAX - -

一、申立ての趣旨・・・・・・・・あなたの求める結論をお書き下さい。

- 相手方は、申立人に対し、金 円と法律が定める利息を支払ってください。
- 相手方は、申立人に対し、相当額の金銭と法律が定める利息を支払ってください。

■ その他

- 1 相手方は、申立人に対し、申立人の自宅の雨漏りを完全に修繕して下さい。
- 2 雨漏りが直せない場合は、修繕代金相当額の金銭を支払して下さい。

という結論の あっせん・仲裁 を求めます。

二、申立ての理由・・・・・・・・事件の内容をご説明下さい。

1 住宅の建築工事

申立人は、平成17年2月初め頃、代金2000万円で相手方に木造住宅の建築工事を発注し、平成17年7月20日、建物の引渡しを受けました。

2 雨漏りの発生

平成17年9月頃から2階寝室と玄関付近に雨漏りが生じてます。相手方において外壁やベランダ周辺に防水塗料を吹き付けたりコーキングを詰め込んだりして補修してもらい、一時は止まったように見えたのですが、最近また漏っています。

3 相手方の対応

完全な修繕を求めているのですが、相手方は、原因がはっきりしないので以前と同じことしかできないと言っています。

4 完全な修繕を求めます。

新築なのに雨漏りなんて信じられません。相手方に完全な修繕を求めますが、相手方が直せないのであれば、修繕代金相当額の金銭の支払いを求めます。

以上